

有効期間満了日 令和9年3月31日

熊生環第757号

令和3年10月19日

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令及び銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令の公布について(通達)

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(令和3年政令第284号)及び銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令(令和3年政令第285号)が令和3年10月15日に公布され、令和4年3月15日から施行されることとなった。その要点等は、別添警察庁通達「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令及び銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令の公布について(通達)」(令和3年10月15日付け警察庁丁保発第99号ほか)のとおりである。

なお、クロスボウ所持許可制の開始に伴う事務処理については、「許可等事務処理要領(銃砲刀剣類・火薬類等)」を改正し、別途通達する予定である。

※ 警察庁通達「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令及び銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令の公布について(通達)」については、警察庁ホームページをご覧ください。